

林災防栃発第102号
令和6年11月14日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
支部長 東 泉 清 寿
(公印省略)

林業における死亡労働災害発生に伴う労働災害防止対策の徹底について
(緊急要請)

日頃より、林材業労働災害防止活動の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の林業における労働災害（休業4日以上）は減少傾向で推移してきましたが、過日、11月9日チェーンソーによる伐木作業において死亡労働災害が発生し、極めて憂慮すべき事態となりました。

これまで、当支部においては、関係行政機関のご支援をいただき、本県の林業における死亡労働災害を未然に防止するため、各種の労働災害防止活動を積極的に実施し、安全巡回指導をはじめ、労働災害防止緊急対策研修会及びリスクアセスメント集団指導会等を実施するなど、林業の事業場における安全衛生管理の機能の維持・強化を図ってきたところであります。

このような取組の中であって、死亡労働災害は平成27年以降9年間ゼロで推移してきましたが、残念ながら今回、死亡労働災害が発生したことは、誠に遺憾であり、また亡くなられた被災者やその家族にとっても大変不幸なことであり、事業場にとっても経験知識を積んだ貴重な労働力が失われることとなります。

労働者の安全と健康の確保は、企業経営における最重要事項であり、経営トップ自らが強いリーダーシップを発揮し、率先して安全衛生活動に取り組むことが極めて重要であることから、当支部といたしましては、このたびの死亡労働災害発生の事実を踏まえ、これ以上の死亡労働災害を起こさないため、関係行政機関及び林材業関係団体との連携を一層強化し、死亡労働災害防止の徹底に取り組みますので、会員事業場におかれましては、過日、要請しました「林業労働災害防止対策の徹底について」に掲げる取組事項及び年末年始における労働災害防止対策と併せ、下記の緊急取組事項を速やかに実施されますようお願いいたします。

記

1. 災害防止の重点緊急取組事項

- ①経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施
- ②安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実
- ③雇い入れ時教育を徹底するなど、新規就業者と高年齢者への効果的な安全衛生教育の実施

2. 林業関係事業場における緊急実施事項

- ①伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置の徹底
 - ・事前調査の実施と作業計画の作成
 - ・作業指揮者の配置
 - ・安全な伐倒方法の徹底
 - ・かかり木処理作業における安全作業の点検と禁止事項の遵守の徹底
- ②指差し呼称と作業者間の合図の徹底
- ③林業現場の緊急連絡体制の確認と確立
- ④車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置の徹底
 - ・事前調査の実施と作業計画の作成
 - ・作業指揮者の配置
 - ・接触の防止と立入禁止措置の徹底
 - ・主たる用途外以外の使用禁止
 - ・装備されたシートベルトの着用の徹底
 - ・作業道の幅員の確保・制限勾配（10度）の設定
- ⑤リスクアセスメント等の定着、労働安全マネジメントシステム体制の確立など、自主的な安全衛生管理活動の活性化
- ⑥安全衛生教育の実施の徹底

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

TEL 028 (652) 2153

担当：大貫、齊藤